

株式会社ありす 指定訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ありすが開設する訪問看護ステーションありす（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の運営）

- 第3条
- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
 - 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- （ア）① 名称 訪問看護ステーションありす
- ② 所在地 愛知県東海市高横須賀町公家 23-1 公家オフィス 2F-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者：看護師もしくは保健師 1名
- 管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員等：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 適当数
※必要に応じて雇用する。看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

（営業日及び営業時間）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 月曜～金曜日 午前8時30分から午後5時30分
- 三 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の内容）

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害、全身状態の観察
- 二 清拭・洗髪・口腔ケア等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥創の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 精神疾患や認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導、相談、助言
- 九 カテーテル等の管理・交換
- 十 その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第8条 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その割合の額とする。

2 次条の通常の実施地域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を超えた地点から1kmにつき20円

- 3 ご連絡の無いまま訪問時に不在であった場合については、利用者には 2000 円のキャンセル料を負担していただく事とする。
- 4 死後の処置料は、20000 円とする。
- 5 前四項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、東海市、知多市、大府市、東浦町、常滑市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第 10 条
- 1 看護師は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
 - 2 看護師は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

（苦情処理）

第 11 条 管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第 12 条
- 1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を行う。
 - 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 13 条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
(年一回以上)
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（ハラスメント対策）

- 第14条 1 ステーションは、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとする。 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。 カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、 従業者に周知・啓発する。 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

（業務継続計画の策定等）

- 第15条 1 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第16条 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(掲示及び提示)

- 第17条
- 1 見やすい場所に運営規程の概要及び職員の勤務体制を掲示、またホームページ上に掲載する。
 - 2 看護師等は訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者及びその家族に対し運営規程の概要 及び職員の勤務体制を記した文書を交付する。

(その他運営についての留意事項)

- 1 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後3か月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ありすとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。
平成27年4月1日から施行する。
平成28年4月1日から施行する。
平成30年3月3日から施行する
平成30年11月1日から施行する。
令和元年7月1日から施行する。
令和2年4月1日から施行する。
令和3年6月1日から施行する。
令和6年6月1日から施行する。
令和6年10月1日から施行する。
令和7年3月31日から施行する。